

宮崎県医療審議会資料

令和4年1月28日（金）
午後6時から午後8時まで
県庁防災庁舎 74・75号室

目 次

1	宮崎県医療審議会委員名簿	P 1
2	医療法、医療法施行令（抜粋）	P 2
3	宮崎県医療審議会運営規程	P 3
4	第7次宮崎県医療計画中間見直し（案）について.....	P 4
5	添付資料	
	・（資料1）医療審議会医療計画部会の結果について（報告）	
	・（資料2）第7次宮崎県医療計画中間見直し（素案）に関する意見等について（関係団体意見照会、パブリックコメント）	
	・（資料3）第7次宮崎県医療計画中間見直し（案）	
	・（資料4）第7次宮崎県医療計画中間見直し（案）概要版	

宮崎県医療審議会委員名簿

任期：令和4年8月31日まで

	役 職 名	氏 名
医 師 ・ 歯 科 医 師 ・ 薬 劑 師	宮崎県医師会長	河 野 雅 行
	宮崎県医師会副会長	濱 田 政 雄
	宮崎県歯科医師会長	重 城 正 敏
	宮崎県薬剤師会長	小 山 明 俊
	独立行政法人国立病院機構都城医療センター院長	吉 住 秀 之
	全日本病院協会宮崎県支部長	池 井 義 彦
	日本医療法人協会宮崎県支部長	相 澤 潔
	宮崎県精神科病院協会会長	田 中 洋
医立 療場 をに 受あ ける 者	宮崎県市長会代表 (日向市長)	十 屋 幸 平
	宮崎県町村会代表 (西米良村長)	黒 木 定 藏
	宮崎県保険者協議会長	長 友 道 明
	宮崎県高等学校PTA連合会監事	松 浦 潤一郎
	宮崎県地域婦人連絡協議会長	甲 斐 恵 子
	宮崎県老人クラブ連合会副会長	松 本 順 子
学 識 経 験 者	宮崎大学医学部附属病院長	帖 佐 悦 男
	宮崎県看護協会会長	中 武 郁 子
	宮崎県弁護士会弁護士	宮 川 香代子
	南九州大学健康栄養学部管理栄養学科教授	甲 斐 敬 子

医療法(昭和23年法律第205号) (抜粋)

(都道府県医療審議会)

- 第72条** この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に都道府県医療審議会を置く。
- 2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

医療法施行令(昭和23年政令第326号) (抜粋)

(都道府県医療審議会)

- 第5条の16** 都道府県医療審議会(以下「審議会」という。)は、委員30人以内で組織する。
- 第5条の17** 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 第5条の18** 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。
- 第5条の19** 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。
- 第5条の20** 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 第5条の21** 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。
- 第5条の22** 第5条の16から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

宮 崎 県 医 療 審 議 会 運 営 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）第5条の22の規定に基づき、宮崎県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集等)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、審議事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

2 やむを得ない理由により審議会に出席できない委員は、速やかに、その旨を会長に届け出なければならない。

(書面審議)

第3条 会長は、やむを得ない理由により会議を開く暇がないとき、又は書面による審議をもって足りると認めるときは、議案の概要を記載した書類を委員に回付してその意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(議事録)

第4条 会長は、審議会終了後速やかにその要旨について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した委員のうちから、その審議会において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(部 会)

第5条 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

部 会	事 項
医療法人等部会	医療法人に関する事項及び診療所病床の設置に関する事項
医療計画部会	医療計画の策定及び変更に関する事項

2 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

3 前項に定める場合を除き、部会長は、部会の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(部会の招集等)

第6条 部会は、部会長が会長に諮って招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 第2条から第4条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、宮崎県福祉保健部医療薬務課において処理する。

(以下、改正附則省略)

第7次宮崎県医療計画中間見直し（案）について

医療薬務課

1 中間見直しの趣旨

本計画は、医療法第30条の4の規定に基づき、本県の医療施策の方向を明らかにする基本計画として平成30年3月に策定しており、令和2年度末をもって策定から3年が経過したため、同法第30条の6の規定に基づき、中間見直しを行う。

(計画の期間)

平成30年度から令和5年度まで（6年間）

見直し後の計画は、そのうち令和4年度から令和5年度まで（2年間）

2 中間見直しの方針

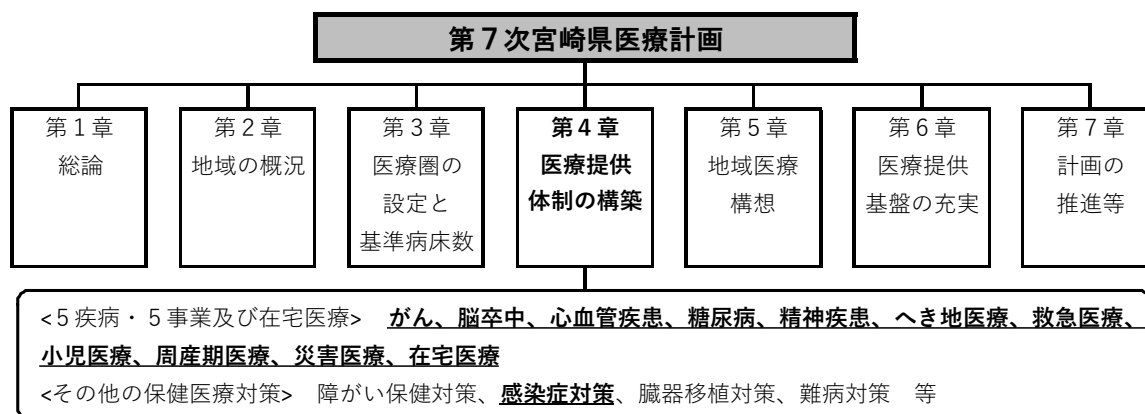
現行計画の「第4章 医療提供体制の構築」のうち、以下の事項について、必要な見直しを行う。なお、今回見直しを行わない事項については、現行計画の内容を継続する。

(1) 5疾病・5事業及び在宅医療

現行計画の取組がより推進されるよう、これまでの取組状況について指標を用いて評価し、課題を把握した上で、取組内容の変更や数値目標の再設定等を行う。また、国の指針や新たな制度の創設、他の計画の策定など、現行計画策定後の変化に応じて必要な見直しを行う。

(2) 感染症対策

今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、現行計画の感染症対策に係る記載内容について、必要な見直しを行う。



3 これまでの取組状況と今後の予定

日 程		事 項	内 容
令和 3年	6月2日	医療審議会	・ 中間見直しについて
	8月19日	諮問	・ 知事から医療審議会へ計画変更に係る諮問
	8月30日 ～9月13日	医療審議会（書面）	・ 医療計画部会の設置について
	10月15日	第1回医療計画部会	・ 骨子（案）について ・ 現行計画の評価結果等について
	11月19日	第2回医療計画部会	・ 計画（素案）について
	12月2日 ～1月11日	関係団体意見照会	・ 関係団体へ計画（素案）に係る意見照会
	12月7日 ～1月6日	パブリックコメント	・ 計画（素案）に係る県民等の意見照会
	12月15日 ～1月6日	第3回医療計画部会（書面）	・ 計画（案）について
令和 4年	1月28日	医療審議会	・ 計画（案）について
	1月28日 以降	答申	・ 医療審議会から知事へ計画変更に係る答申
	2月	2月定例県議会	・ 計画（案）の議案提出

写

24080-1469

令和3年8月19日

宮崎県医療審議会長 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣



宮崎県医療計画の変更について（諮問）

医療法第30条の6の規定に基づき宮崎県医療計画を変更するため、同法第30条の4第17項の規定により、貴会の意見を求めます。

（文書取扱 医療薬務課）